

【資料2】「戦争遺跡保存全国ネットワーク」規約

- 1.名称：この会は「戦争遺跡保存全国ネットワーク」と称する
- 2.目的：この会は、日本近代史における戦争の実相を調査研究して記録し、戦争遺跡を史跡、文化財として保存し、もって平和の実現に寄与しようとする団体・個人の連絡、協議を推進することを目的とする。
- 3.会員：本会は、第2項の目的に賛同する団体・個人によって構成される。
- 4.機関：本会には、大会・運営委員会・事務局の機関を置く。
- 5.役員：本会には、共同代表（2名）、運営委員（若干名）、事務局長（1名）の役員を置く、役員は各大会で選出される。
- 6.共同代表：代表は会を代表する。
- 7.大会：大会は年1回以上開催する。
- 8.運営委員会：運営委員会は共同代表・運営委員・事務局長により構成し、本会の活動の推進にあたる。
- 9.事務局：事務局は事務局長が統括し、会の日常業務に当たる。
- 10.運営費：本会の運営は、会員からの会費、寄付、その他の収入によってまかなう。収支報告は大会に提出し、承認を得る。
- 11.会費：本会の会員は年会費を負担する。会費は個人会費2000円、団体会費は一口4000円とする。
- 12.活動：本会は以下の活動を行う。
 - ① 関係機関に対する要請などの活動
 - ② シンポジウムなどの活動
 - ③ 会報、研究誌などの発行
 - ④ その他、第2項の目的を実現するための活動
- 13.規約の変更：規約の変更は大会において行う。
- 14.施行：この規約は、1997年7月27日より施行す

※2013年8月17日一部改訂